

# 民間建設工事を発注される皆様へ ～建設産業へのご理解と協力を～

令和6年4月からは建設産業も時間外労働時間の規制対象となります。

▶建設工事を発注頂く皆様へは、次の点に配慮した発注をお願いします。

## 適正な工期設定

- ・類似の工事と比べ、著しく短い工期となる工事請負契約の禁止
- ・週休2日工事の推進

## 適正な賃金をはじめとする処遇改善

- ・物価高騰を踏まえた適正な価格転嫁と取引の適正化
- ・技能者の適切な処遇や現場管理につなげる建設キャリアアップシステムの推進

## 適正な就労環境等

- ・社会保険未加入事業者の排除の推進
- ・法定福利費(社会保険料)の確保

▶建設産業は、地域のインフラ整備やメンテナンスの担い手であり、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域の安全・安心の確保を担う地域の守り手であるなど、地域にとって重要な役割を担っています。

▶一方で、長時間労働の常態化など、3K（きつい・きたない・きけん）といったイメージに加え、他産業に比べ、現場の急速な高齢化と若者離れによる**将来の担い手不足が深刻化しています。**

★民間発注者の皆さまにおける建設産業へのご理解・ご協力について／お願い★